

議案第48号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

薬事法等の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第114条」を「第113条」に改める。

別表第1の124の項から126の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表126の5の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表126の7の項とし、同表126の4の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表126の6の項とし、同表126の3の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表126の5の項とし、同表126の2の項中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表126の4の項とし、同表126の項の次に次のように加える。

126の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設 許可証書 換え交付 手数料	1件 につ き	2,500円	書換え 申請の とき。
126の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施	薬局開設 許可証再	1件 につ	3,500円	再交付 申請の

行令第1条の6第1項の規定に基づく薬 局開設の許可証の再交付	交付手数料	き		とき。
-----------------------------------	-------	---	--	-----

別表第1の127の項及び128の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」及び「薬局開設許可証又は」を削る。

付 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。